

IDEAL 会則（改正版）

第 1 章 総則

第 1 条

本同窓会は IDEAL（アイディアル）と称し、事務所を東京科学大学環境・社会理工学院融合理工学系内におく。（以下、東京科学大学環境・社会理工学院融合理工学系を「融合理工学系」、および東京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系を「旧融合理工学系」、東京工業大学大学院理工学研究科国際開発工学専攻〔工学部開発システム工学科および国際開発工学科を含む〕を「旧国際開発工学専攻等」という。）

第 2 条

本同窓会は旧国際開発工学専攻、旧融合理工学系並びに融合理工学系の発展に寄与すると共に、会員および準会員相互の理解と親睦を深めることを目的とする。

第 3 条 本同窓会は前条の目的を達成するために、次の事業を行うことができる。

- (1) 会員名簿・会報・その他の発行
- (2) 講演会・セミナー・懇親会等の開催および後援
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

第 4 条 本同窓会は、次の会員で組織する。

- (1) 旧国際開発工学専攻等に所属した修了生、卒業生および現旧教職員。
- (2) 旧融合理工学系に所属した修了生、卒業生および現旧教職員。
- (3) 融合理工学系に所属した修了生、卒業生および現旧教職員で入会希望の者。

- (4) (1)～(3)に準ずるもので、幹事会で承認された者。
- (5) (1)～(4)の資格を持たないが、融合理工学系の研究室に配属された在學生は準会員とする。

第3章 総会

第5条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任および解任
- (2) 予算および決算の承認
- (3) 会費の決定
- (4) 幹事会が付議した事項および総会が必要と認めた事項

第6条 総会は次の通りに開催する。

- (1) 総会は1年毎に会長が召集する。
- (2) 会長が必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。

第7条 総会の議決は出席者の過半数をもって行う。

第8条 総会の議長は会長がこれにあたる。

第4章 役員および幹事会

第9条 本同窓会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 会計監査役 1名または2名
- (3) 幹事 幹事長1名、学内幹事4名程度、年度幹事各年1～4名

第10条 役員の選出と任期について以下に定める。

- (1) 役員の選出は総会において行う。

(2) 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 11 条 会長は本会を代表する。

第 12 条 幹事の中に会計、名簿、総務、書記をおく。

第 13 条 幹事会は会長が随時に召集し、この会の決算書及び予算案を作成するとともに、会の活動ならびに事業の運営につき審議する。

第 14 条 幹事会での決議は出席役員の過半数をもって行う。

第 5 章 会計

第 15 条 本同窓会の会費は、寄付金、その他をもってこれに充てる。

第 16 条 会費である寄付金金額は会費細則に定める。

第 17 条 会計監査について以下に定める。

- (1) 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- (2) 会計監査は会計年度終了後 3 ヶ月以内に行い、会計監査役がこれにあたる。

付則

- (1) 本会則の改廃には総会の決議を要する。
- (2) 本会則は 2007 年 7 月 28 日より施行する。
- (3) 本会則は 2011 年 10 月 8 日総会で条文の一部を改正し、2011 年 10 月 8 日より施行する。
- (4) 本会則は 2012 年 5 月 27 日総会で条文の一部を改正し、2012 年 5 月 27 日より施行する。
- (5) 本会則は 2017 年 8 月 5 日総会で条文の一部を改正し、2017 年 8 月 5 日より施行する。
- (6) 本会則は 2023 年 5 月 20 日総会で条文の一部を改正し、2023 年 5 月 20 日より施行する。

- (7) 本会則は 2024 年 5 月 25 日総会で条文の一部を改正し, 2024 年 5 月 25 日より施行する。
- (8) 本会則は 2024 年 5 月 25 日総会で条文の一部を改正し, 2024 年 10 月 1 日より施行する。

会費細則

第 1 条 本細則は, IDEAL 会員の会費について定める。

第 2 条 寄付金は一口 500 円とする。

第 3 条 本細則の改訂は, 総会の決議により定める。

第 4 条 本細則は, 2007 年 7 月 28 日から実施する。

以上